十一　連年の災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

Aのうち、Bに対する割合が1.00を超える道府県

C×（2／3）×0.7

Aのうち、Bに対する割合が0.50を超え1.00以下の道府県

A×0.0025×（2／3）×0.7

算式の符号

A　当該年度の前4年度の1月1日から前年度の12月31日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該道府県の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額

B　当該年度の前3年度から前年度までの各年度の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第4項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。）の合算額

C　次の表の上欄に掲げるAの区分された額ごとにそれぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
Aのうち B以下の分	○・○一○
Aのうち Bを超え Bの二倍までの分	○・○一五
Aのうち Bの二倍を超える分	○・○二○

十二　卸売市場等の建設改良又は卸売市場等における業者の指導監督に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第三項に規定する中央卸売市場若しくは同条第四項に規定する地方卸売市場に係る施設又は平成十六年度以前に国の補助金を受けて施行した水産物流通加工施設高度化対策事業に係る施設（以下「卸売市場等」という。）の建設改良に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から市場事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金（利子支払額については平成四年度以降に借り入れた地方債に係るものに限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に○・七を乗じて得た額

二　卸売市場等において、設置者が市場内の取引の公正を期するために行う業者の指導監督に要する経費等として前年度中に一般会計から市場事業特別会計に繰り入れた額（前年度営業費用（地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する事業にあつては減価償却費、資産減耗費及び受託工事費を除き、同法の規定を適用しない事業にあつては受託工事費を除く。）に○・三を乗じて得た額の範囲内に限る。）に○・七を乗じて得た額

十一　連年の災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

Aのうち、Bに対する割合が1.00を超える道府県

C×（2／3）×0.7

Aのうち、Bに対する割合が0.50を超え1.00以下の道府県

A×0.0025×（2／3）×0.7

算式の符号

A　当該年度の前4年度の1月1日から前年度の12月31日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該道府県の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額

B　当該年度の前3年度から前年度までの各年度の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第4項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。）の合算額

C　次の表の上欄に掲げるAの区分された額ごとにそれぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
Aのうち B以下の分	○・○一○
Aのうち Bを超え Bの二倍までの分	○・○一五
Aのうち Bの二倍を超える分	○・○二○

十二　卸売市場等の建設改良又は卸売市場等における業者の指導監督に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第三項に規定する中央卸売市場若しくは同条第四項に規定する地方卸売市場に係る施設又は平成十六年度以前に国の補助金を受けて施行した水産物流通加工施設高度化対策事業に係る施設（以下「卸売市場等」という。）の建設改良に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から市場事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金（利子支払額については平成四年度以降に借り入れた地方債に係るものに限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に○・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に○・七を乗じて得た額

二　卸売市場等において、設置者が市場内の取引の公正を期するために行う業者の指導監督に要する経費等として前年度中に一般会計から市場事業特別会計に繰り入れた額（前年度営業費用（地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する事業にあつては減価償却費、資産減耗費及び受託工事費を除き、同法の規定を適用しない事業にあつては受託工事費を除く。）に○・三を乗じて得た額の範囲内に限る。）に○・七を乗じて得た額